⑿　とする。

」」

六　改正前の法人税法施行規則（次号において「旧規則」という。）別表六(十七)の書式　同表の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十四)「24の②」）」とあるのは「法人税額超過構成額（別表六(二十五)「26の②」）」と、同表の記載要領第三号中「第42条の４第６項」とあるのは「第42条の４第２項」とする。

七　旧規則別表六の二(十四)　同表の表中の書式「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十一)「24の②」）」とあるのは「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「26の②」）」と、同表の記載要領第三号中「第68条の９第６項」とあるのは「第68条の９第２項」とする。

10　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十第二項、第二十二条の十一第三項及び第二十二条の七十六第三項中「別表十二(十一)」、別表十二(十四)」を「別表十二(十)」、別表十二(十三)」に改める。

○財務省令第四十七号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十五日　　財務大臣　麻生　太郎

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の表中

（ふりがな） 法人名	

を

（ふりがな） 法人名	
法人番号	

に改める。

別表三の表中

法人名	

を

法人名	
法人番号	

に改め、同表の記載要領第四号(1)中「第42条の４第11項（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４の２第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、」を削り、「第63条第１項」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この号において「平成27年改正法」という。）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第11項（平成27年改正法附則第116条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４の２第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。